

電子入札約款

平成17年8月30日制定
令和4年9月26日最終改正

(目的)

第1条 千葉県の発注に係る工事又は製造の請負及び調査、測量、設計等の委託の契約（千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年千葉県規則第100号）で規定する特定調達契約を除く。）に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は電子入札システムにより作成し、公告又は通知書に示した時刻（以下、「入札書受付締切予定日時という。」）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、千葉県競争入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

5 公告又は通知書において、誓約書を提出する旨が示されている場合は、入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第1号様式による誓約書を提出しなければならない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札書受付開始日時までは紙により辞退届を作成のうえ提出し、入札書受付締切予定日時までは電子入札システムにより辞退届を作成のうえ提出するものとする。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、撤回をすることはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独禁法」という）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格、入札意思又は工事費内訳書その他提出する書類（次項において「入札書等」という。）についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格、入札意思又は入札書等を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏の行動をとるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

3 入札参加者が一者である場合は、再度入札及び一般競争入札の場合を除き、入札をとりやめるものとする。ただし、低入札価格調査対象者については入札参加者として取扱う。

(無効となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(3) 必要事項を欠く入札

(4) 明らかに談合であると認められる入札

(5) 電子認証書を不正に使用した入札

(6) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者及び調査報告書の提出に代わる届出をした者及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札

(7) 入札手続きにおいて必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札

(8) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札

- (9) 一般競争入札（総合評価方式）において、技術資料のうち施工計画が不適切とされた者のした入札
- (10) 競争入札（一抜け方式）において、予め定めた開札順序により先に落札者となった者のしたその後の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札
(失格となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において失格とされた入札
(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において立会いを希望する入札者がある場合は、入札者を立ち合わせて行う。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、職員を立ち合わせる。
(保留)

第10条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (2) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき
- (3) 発注者が特に必要と判断したとき
(落札者の決定)

第11条 総合評価方式によらない工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けない予定価格2千5百万円以上の建設工事において、契約ごとに100分の92から100分の75の範囲内で主務課長（工事又は製造の請負契約の締結及び施工に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。）又はかい長（千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県財務規則第十三号の二）第二条第五号に定める職員をいう。以下同じ。）の定める額（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者（以下「価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者がいないときは、価格落札調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 総合評価方式による工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、予定価格2千5百万円以上の工事又は製造に係る入札において、落札必要要件に該当し評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る価格をもって入札したときは、「落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者」（以下「総合評価調査対象者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
- 4 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者がいないときは、総合評価調査対象者以外の者のうち、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。
- 5 総合評価方式によらない委託業務に係る入札においては、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、予定価格1千万円以上の委託業務のうち、測量業務においては、契約ごとに100分の82から100分の60、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務及び補償関係の建設コンサルタント業務においては、契約ごとに100分の80から100分の60、地質調査業務においては、契約ごとに100分の85から3分の2の範囲内で主務課長（委託業務の契約の締結及び履行に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。）又はかい長の定める額（以下「委託業務調査基準価格」という。）を下回る価格をもって入札した者（以下「委託業務価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる委託業務価格落札調査対象者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 6 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる委託業務価格落札調査対象者がいないときは、委託業務価格落札調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7 総合評価方式による委託業務に係る入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「委託業務落札必要要件」という。）に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「委託業務評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、委託業務落札必要要件に該当し委託業務評価値の最も高い者が委託業務調査基準価格を下回る価格をもって入札したときは、「委託業務落札必要要件に該当し、かつ、委託業務調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「委託業務落札必要要件に該当し、かつ、委託業務調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、委託業務評価値の最も高い者」に比して委託業務評価値が同等以上である者」（以下「委託業務総合評価調査対象者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる委託業務総合評価調査対象者のうち、委託業務評価値の最も高い者を落札者とする。

8 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる委託業務総合評価調査対象者がいないときは、委託業務総合評価調査対象者以外の者のうち、落札必要要件に該当し、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高い者を落札者とする。

9 第1項ただし書、第3項ただし書、第5項ただし書又は第7項ただし書の場合において、価格落札調査対象者、総合評価調査対象者、委託業務価格落札調査対象者又は委託業務総合評価調査対象者は契約担当者の行う調査に協力しなければならない。

（同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第12条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該入札をしたものに、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を定める。

（再度入札）

第13条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行う。ただし、第11条第1項ただし書、第3項ただし書、第5項ただし書又は第7項ただし書の規定により調査した結果、それぞれ価格落札調査対象者、総合評価調査対象者、委託業務価格落札調査対象者又は委託業務総合評価調査対象者を落札者としなない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき及び落札必要要件に該当する者がいないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第11条第1項ただし書、第3項ただし書、第5項ただし書又は第7項ただ

し書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第14条 落札者は、落札決定の日7日以内（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）に契約（千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年千葉県条例第2号）第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第15条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1（工事請負契約において、落札者が低入札価格調査を受けた者である場合は、10分の3）以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第16条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第17条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(沿革)	平成17年	8月30日制定	同日施行
	平成18年	3月23日改正	平成18年 4月 1日施行
	平成18年	9月 1日改正	同日施行
	平成19年	2月 7日改正	同日施行
	平成19年	9月28日改正	平成19年10月 1日施行
	平成20年	7月 9日改正	平成20年 8月 1日施行
	平成20年	9月25日改正	平成20年10月 1日施行
	平成21年	3月16日改正	平成21年 4月 1日施行
	平成21年	7月24日改正	平成21年 8月 1日施行
	平成22年	3月17日改正	平成22年 4月 1日施行
	平成23年	3月29日改正	平成23年 4月 1日施行
	平成23年	7月29日改正	平成23年 8月 1日施行
	平成25年	6月26日改正	平成25年 7月 1日施行
	平成27年	3月11日改正	平成27年 4月 1日施行
	平成30年	3月22日改正	平成30年 4月 1日施行
	平成31年	3月28日改正	平成31年 4月 1日施行
	令和 2年	9月 4日改正	令和 2年10月 1日施行
	令和 3年	3月22日改正	令和 3年 4月 1日施行
	令和 4年	2月16日改正	令和 4年 4月 1日施行
	令和 4年	9月26日改正	同日施行